

入居の承継の承認を求められる方へ

改良住宅入居者（名義人）が、死亡・離婚等の事由により、同居している親族（※）の方が入居名義を引き継ぐ場合は、承継事由発生後30日以内に入居の承継承認の申請が必要です。

なお、承認を得ずに入居している場合は、不正入居者として住宅の明渡請求等の対象となりますのでご注意ください。

（※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「草津市パートナーシップ宣誓制度」に基づき宣誓された方を含む。）

【入居の承継承認基準】（代表的なもの）

- 1 原則として入居者が死亡、または離婚・婚姻や転出により退去するとき。
- 2 名義を引き継ぐ者が入居者であった者と同居の承認を得て1年以上同居していること（入居時から引き続き同居している親族および婚姻による同居親族は除く。）。
- 3 暴力団員でないこと。
- 4 家賃の滞納が3か月以上ないこと。

など

【申請に必要な書類】

- 1 市営住宅異動届
- 2 市営住宅入居承継承認申請書
- 3 誓約書
- 4 緊急連絡先届出書

など

問い合わせ先

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市役所建設部市営住宅課市営住宅係

TEL 077-561-2395